

令和 5 年 7 月 13 日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等
地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員	備考
脳リハビリデイサービス 大泉学園はなみずき 東京都練馬区大泉学園町八丁目 24 番 25 号	医療法人社団翔洋会	令和 5 年 8 月 1 日	15 人	※

※ 第 8 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から、令和 2 年度末の事業所数（114）を上限としている。令和 5 年 7 月 31 日の見込み事業所数は 107 であり、上記 1 事業所を加えると 108 となる。上限数を下回るため、指定が可能。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員	備考
花物語ねりま 練馬区豊玉北五丁目 11 番 4 号 さかえビル	株式会社日本アメニティライフ協会	令和 5 年 8 月 1 日	18 人	法人変更

2 区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数	備考
デイサービス杉本・元町倶楽部 東京都清瀬市元町二丁目15番6号	有限会社 エヌエーエス	令和5年4月1日	1名	指定申請手続きが遅れたが利用者への影響を鑑み、過去に遡って指定するもの
リズム・リゾート ときわ台 東京都板橋区東新町二丁目56番9号 SOBビル1F	株式会社 RARECREW	令和5年7月1日	1名	